

財政援助団体監査

監査対象 ① 静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金

【静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会】

② 静岡市中央卸売市場協力会負担金

【静岡市中央卸売市場協力会】

監査期間 令和5年8月18日～令和6年1月9日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、1件の指導を行いました。また、1件の意見を付しました。

●意見

・使途の適正性の確認について

静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金において、静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会に提出された書類の内容を確認したところ、収支報告書では各園で購入したとされている物品等が子育て広場事業で実際に使用されたのかが実施記録の記載からは判別できなかったものが散見されました。

当該子育て広場事業は、令和5年度から事業内容が改められているものの、協議会から各園に対して事業費を交付し各園は事業実施後に実施記録及び収支報告書を協議会に提出する取扱いは変わらず、当該事業費の多くが市からの負担金で賄われていることから、実施した事業の記録については適正に記載される必要があります。

子育て広場事業を実施するに当たって各園で購入した物品等が当該事業で適正に使用されたかの確認については、協議会が各園から提出された実施記録及び収支報告書の記載等により適切に行うとともに、事業を実施する各園に対し、当該負担金の使途の明確化について周知徹底が行われることを望みます。